

君津郡市広域市町村圏事務組合意見公募手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、政策の形成過程における住民等の行政への参画の機会を提供するとともに、住民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって開かれた組合行政の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 組合の基本的な政策等の策定過程において、その案の段階で趣旨、内容等を公表し、広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する組合の考えを明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等（君津郡市広域市町村圏事務組合行政手続条例(平成15年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第1号)第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 実施機関 管理者、教育委員会及び監査委員をいう。
- (4) 住民等 木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下「関係市」という。）に住所を有する者、関係市に事務所又は事業所を有する者、関係市に通勤又は通学する者その他意見公募手続に係る事案に利害関係を有するものをいう。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となるものは、住民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるもので次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 組合の基本的な計画及び方針の策定又は変更
- (2) 組合行政に関する基本的な方針を定める条例の制定、廃止又は改正
- (3) 住民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、廃止又は改正（住民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限る。）
- (4) 前号に規定する制定等に係る規則（規程を含む。以下同じ。）及び要綱等の制定、廃止又は改正
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が意見公募手続を実施する必要があると認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合又は軽微な変更をする場合
- (2) 法令等により実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続きが他の法令により定められている場合
- (4) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとする場合
- (5) 金銭徴収及び金銭給付に関する事項を対象とする場合
(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を定めようとするときは、意思決定の前にその案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による公表をするときは、策定の趣旨、目的、背景その他の当該案を理解するために必要な資料を併せて公表しなければならない。

(公表の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、組合ホームページ及び実施機関の事務所での閲覧その他実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、前条第1項の規定による公表をするときは、意見の提出先、意見の提出方法、公表及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見の提出に必要な事項を提示しなければならない。

(意見の提出)

第7条 意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面等の提出
- (2) 郵便等
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

- 2 意見提出期間は、第5条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

- 3 意見を提出しようとする住民等は、住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

(意見公募手続の特例)

第8条 実施機関は、政策等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めるこ

とができないやむを得ない理由があるときは、前条第2項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知等）

第9条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めようとするときは、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（提出意見の考慮）

第10条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合（議会の権限に属する政策等にあっては、当該政策等の案を定める場合をいう。以下同じ。）は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公表）

第11条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合（議会の権限に属する政策等にあっては、当該政策等の案を定める場合をいう。以下同じ。）は、当該政策等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等の差異を含む。）

及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、実施機関は、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くこと

ができる。

4 第6条第1項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。

(準用)

第12条 第10条の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第10条中「実施機関」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「附属機関が政策等の案について公表した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(苦情の申し出)

第13条 住民等は、意見公募手続の運用に関し、実施機関に苦情を申し出ることができる。

(管理者の助言又は勧告)

第14条 管理者は、管理者以外の実施機関に対し、意見公募手続について、勧告を求め、助言し、又は勧告することができる。

(運用状況の公表)

第15条 管理者は、実施機関における意見公募手続についての運用状況を取りまとめ、次に掲げる事項を記載した一覧を作成し、組合ホームページへの掲載等により公表するものとする。

- (1) 意見公募手続を実施した政策等の題名
- (2) 意見公募手続を実施した実施機関名
- (3) 意見提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。